

**「神出山田自転車道における自転車イベント」企画・運営業務
委託仕様書**

1 事業目的

神戸市の北区と西区に位置する「神出山田自転車道」は、都心部から車で約 30 分の里山に位置し、豊かな自然や伝統文化が息づく沿線地域の魅力を感じることのできるサイクリングロードである。

本業務では、神出山田自転車道での自転車の楽しみ方及び周辺地域の魅力を市民・観光客に周知するとともに、神出山田自転車道シェアサイクルの利用者数の増加を目指す。

2 契約期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 25 日まで

3 イベント開催概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 開催時期 | 令和 8 年 9 月～11 月 |
| (2) 開催内容 | 企画提案書に基づく
※(5)の目標を達成できるのであれば、単日・複数日でのイベント、期間中継続してのイベントなど形式は問わない。
例) 周遊型イベント、集客イベントと自転車の複合開催等 |
| (3) 開催場所 | 神出山田自転車道及び周辺 |
| (4) ターゲット | 市民、近隣からの観光客 |
| (5) 目標集客 | 神出山田自転車道シェアサイクル利用者 400 人、神出山田自転車道シェアサイクル利用者含むイベント参加者 800 人 |
| (6) 参加費 | 無料 ※シェアサイクルの利用料は有料 |

4 業務内容

- (1) イベント企画
- ・自転車を利用し、周辺のスポット（主要展望地、自然景観、歴史的建造物、近隣店舗等）や地場産品の魅力が伝わるものにする。
 - ・周辺地域や神出山田自転車道シェアサイクル事業者と連携して実施すること。
 - ・周辺のスポットの協力を得る場合、関係する施設等との連絡調整を行うこと。
- (2) 参加者の募集
- ・本イベントのために窓口を設置し、問い合わせや申し込みに対応できる体制を確保すること。
 - ・つくはらサイクリングターミナルの自転車貸出可能台数を考慮した募集内容とすること。
- (参考) つくはらサイクリングターミナル自転車台数
- | | |
|------------|-------------------------------|
| ①クロスバイク | 79 台（内 M サイズ 55 台、S サイズ 24 台） |
| ②電動自転車 | 5 台 |
| ③子供用自転車 | 13 台（内補助輪あり 2 台） |
| ④サイクルトレーラー | 2 台 |

(3) イベント広報

- ・本イベントの周知と集客のための広報を受託者で行うこととし、広報物を制作する場合は、制作費等も委託料に含めること。

(4) イベント運営

- ・参加者が、道路交通法に則り、自転車走行中も安全にイベントを楽しめるようにすること。
- ・周遊型イベント等の実施により、景品等を用意する場合は、景品の手配や発送等を受託者で行うこと。なお、景品の選定に当たっては、参加意欲を高める景品や神戸の特産物や観光スポット等、地域経済活性化及び観光誘客につながるものを選定すること。

(5) 報告業務

- ・参加者にアンケートを実施し、回答内容の集計及び事業全体の効果を検証すること。
- ・本イベントの実施日数及び実施日ごとの参加人数・年代・地域・シェアサイクル利用可否・属性及び利用目的等をまとめた報告書を提出すること。
- ・アンケート内容は事業者が作成の上、市に提案し、調整を経て確定するものとする。

5 業務の履行にあたっての留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、本市担当課と十分協議し、進めること。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められる事項については、その都度市と協議を行うものとし、疑義が生じた場合も同様とする。
- (2) 受託者は、業務上知りえた情報や資料等の漏洩及び紛失がないよう、その管理を徹底することとし、業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務は受託者が自ら実施するものとする。ただし、専門的で高度な解析が必要となるなど再委託することが業務遂行に有用であると認められる場合には、事前に本市の承認を得て再委託することができる。
- (4) 本業務における成果品（業務を行う上で制作したデータ等）の著作権、所有権については、神戸市に帰属するものとする。
- (5) 必要性や不代替性その他の理由により第三者の利用許諾の元に使用する著作物がある場合には、見積り時に具体的な使用目的や使用方法等の詳細を明らかにすること。なお、申し出があった場合でも、第三者の著作権の使用を許諾するかどうかは本市の裁量による。
- (6) 業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>
- (7) 受託事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しないものとする。